

令和3年度版

障がい福祉サービス 利用のてびき

障がい者にやさしいまちづくりをめざして



本書では、「障害」という文字を「障がい」に置き換えて使用しています。

新庄市

目 次

1. 障がい福祉サービス等の体系	1
2. サービスを利用するまでの流れ	2
3. 利用できるサービスの種類	4
3-1 訪問系	3-5 訓練・就労系
3-2 日中活動系	3-6 障がい児通所系
3-3 施設系	3-7 障がい児入所系
3-4 居住系	3-8 相談支援系
4. 障がい福祉サービスの利用者負担	13
5. 医療	14
5-1 自立支援医療	5-3 後期高齢者医療の障がい認定
5-2 重度心身障がい（児）者の医療	5-4 補装具
6. 地域生活支援事業	18
6-1 日常生活用具給付等事業	6-5 手話奉仕員派遣事業
6-2 住宅改修費給付等事業	6-6 声の広報発行事業
6-3 障がい者用自動車改造費助成事業	6-7 日中一時支援事業
6-4 介護用車両改造費等助成事業	6-8 移動支援事業
7. その他のサービス	22
7-1 障がい者福祉タクシー助成	7-6 心身障がい者扶養共済制度
7-2 障がい者自動車給油費助成	7-7 在宅酸素療法者支援
7-3 障がい者移送サービス助成	7-8 人口透析患者通院交通費助成
7-4 紙おむつの支給	7-9 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援
7-5 除雪サービス	
8. 手当	26
9. 手帳の申請	27
10. 各種優遇制度	28
11. サービス事業所一覧	32

1 障がい福祉サービス等の体系

※ 表中の【者】は「障がい者」、【児】は「障がい児」で、利用できるサービスにマークを付しています。

訪問系

- ① 居宅介護
(ホームヘルプ)【者・児】
- ② 重度訪問介護【者】
- ③ 同行援護【者・児】
- ④ 行動援護【者・児】
- ⑤ 重度障がい者等
包括支援【者・児】

日中活動系

- ⑥ 短期入所
(ショートステイ)【者・児】
- ⑦ 療養介護【者】
- ⑧ 生活介護【者】

施設系

- ⑨ 施設入所支援【者】

居住系

- ⑩ 共同生活援助
(グループホーム)【者】

訓練系・就労系

- ⑪ 自立訓練（機能訓練）【者】
- ⑫ 自立訓練（生活訓練）【者】
- ⑬ 就労移行支援【者】
- ⑭ 就労継続支援（A型）【者】
- ⑮ 就労継続支援（B型）【者】
- ⑯ 就労定着支援【者】
- ⑰ 自立生活援助【者】

障がい児通所系

- ⑱ 児童発達支援【児】
- ⑲ 医療型児童発達支援【児】
- ⑳ 放課後等デイサービス【児】
- ㉑ 居宅訪問型
児童発達支援【児】
- ㉒ 保育所等訪問支援【児】

障がい児入所系

- ㉓ 福祉型
障がい児入所施設【児】
- ㉔ 医療型
障がい児入所施設【児】

相談支援系

- ㉕ 計画相談支援【者・児】
- ㉖ 障がい児相談支援【児】
- ㉗ 地域移行支援【者】
- ㉘ 地域定着支援【者】

2 サービスを利用するまでの流れ

障がい者総合支援法／児童福祉法

障がい福祉サービスを利用するためには、新庄市への申請が必要です。ここでは申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるように、新庄市成人福祉課や指定特定相談支援事業者、指定障がい児相談支援事業者（以下「相談支援事業者」と言います。）がお手伝いをします。

1 相談

- ◎ どんな人がサービスを利用できるの？
- ◎ どんなサービスがあるの？
- ◎ どんなサービスを利用すればいいの？
- ◎ どんな施設を利用できるの？
- ◎ 複数のサービスを利用できるの？
- ◎ サービス費用はどれくらいかかるの？ など

2 申請

障がいのある人やその保護者が申請用紙に必要なことを記入して、新庄市成人福祉課の③番窓口に提出します。

申請に必要な書類などは、障がい者手帳や診断書、マイナンバー、印鑑、保険証などですが、詳しくは担当者にお問い合わせください。

3 調査

新庄市成人福祉課の職員が、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、障がいやふだんの生活状況などについて調査します。

4 審査・判定

3の調査結果をもとにコンピュータが一次判定を行います。そのあと、審査会が開かれ、一次判定結果と医師の意見書などをもとに二次判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態なのかを示す「障がい支援区分」が決められます（非該当、区分1～6）。サービスによっては、区分判定が必要ないものもあります。

5 サービス等利用計画案の作成依頼

利用希望者は、相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成を依頼します。事業者の相談支援専門員が、利用希望者の意見や状況に合わせた利用計画案を作成します（作成依頼にかかる利用希望者の費用負担はありません）。

6 支給決定

4の判定結果や5で作成したサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの支給が決定します。支給が決定すると「障がい福祉サービス受給者証」が交付されます。これは、サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。再申請や支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切にとりあつかいましょう。

7 サービス等利用計画の作成

6の決定が行われたあと、相談支援事業者は、サービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用することになるサービス等利用計画を作成します。

8 事業者との利用契約

利用者は、実際にサービスを利用するサービス提供事業者を選んで利用契約をします。どのサービス提供事業者を選べばよいのかわからない場合などは、新庄市成人福祉課や相談支援事業者に相談してください。

9 サービスの利用開始

「障がい福祉サービス受給者証」を提示し、サービスを利用します。

申請からサービス利用開始まで1か月～2か月ほどの期間が必要です

10 モニタリング

一定期間（主に6か月）ごとにサービスの利用状況を検証し、その結果に応じたサービス等利用計画の見直し（モニタリング）が行われます。

3 利用できるサービスの種類

3-1 訪問系

①居宅介護（ホームヘルプ）

対象者	障がい支援区分が1以上である方。ただし、通院の付き添いは区分2以上に該当し、歩行、移乗、移動、排尿、排便のいずれか1つ以上の支援が必要な状態と認定されていること。
内容	居宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、調理、洗濯などを行います。また、通院するときに、付き添いもします。

②重度訪問介護

対象者	重度の肢体不自由な方、または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方であって、常時介護を要する方。 障がい支援区分が4以上であって、二肢以上に麻痺があり、歩行、移乗、排尿、排便のいずれも支援が必要であること。あるいは、認定調査項目のうち行動関連12項目の合計点が10点以上であること。
内容	居宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、調理、洗濯などを行います。また、外出するときの移動の支援もします。

③同行援護

対象者	視力障がい、視野障がい、夜盲などの視覚障がいにより、移動が著しく困難な方。
内容	外出する時に同行して移動の支援をします。外出先での代筆や代読、排せつ及び食事に必要な援助も行います。 注) 通勤や営業・経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は対象となりません。

④行動援護

対象者	知的障がいや精神障がいにより、一人での行動が著しく困難で常時介護を必要とする方。 障がい支援区分が3以上で、認定調査の行動関連12項目の合計点数が10点以上である方。
内容	行動する際に生じる危険を避けるために必要な手助けや外出するときの目的を理解させることや移動の支援をします。排せつ及び食事に必要な援助も行います。

⑤重度障がい者等包括支援

対象者	常時介護を要する障がいのある方で、障がい支援区分が6に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある方。 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方。あるいは、認定調査項目のうち行動関連12項目の合計点が10点以上であること。
内容	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助等を包括的にを行います。

※最上郡内には、サービス事業所がありません。

3-2 日中活動系

⑥短期入所（ショートステイ）

対象者	障がい支援区分が1以上である方で、自宅で介護をしている家族などが、病気になったときや心身の休息が必要になった場合。
内容	短い期間障がい者支援施設等に宿泊して、食事や入浴、排せつの支援をします。

⑦療養介護

対象者	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする身体・知的障がい者。 ①筋委縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器に
-----	--

	<p>よる呼吸管理を行っている障がい支援区分6の方。</p> <p>②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で障がい支援区分5以上の方。</p>
内 容	<p>主として昼間において、病院において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下に介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>

※最上郡内には、サービス事業所がありません。

⑧生活介護

対象者	<p>地域や障がい者支援施設において、安定した生活を営むため、常に介護が必要な方で、障がい支援区分3（入所する場合は区分4）以上である方。年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分2（入所する場合は3）以上の方。</p>
内 容	<p>障がい者支援施設等において、主に昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護をします。また、ものを作り出す創作的・生産的活動も行います。</p>

3-3 施設系

⑨施設入所支援

対象者	<p>①生活介護利用者のうち、区分4以上の方（50歳以上は区分3以上）。</p> <p>②自立訓練、就労移行支援または就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、または通所によって訓練を受けることが困難な方。</p> <p>注）特定旧法指定施設に入所していた方であって継続して入所している方、または地域における障がい者福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な方のうち、①または②に該当しない方若しくは就労継続支援A型を利用する方。</p>
内 容	<p>夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。生活介護の利用者は、利用期間の制限はありません。自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限ります。</p>

3-4 居住系

⑩共同生活援助（グループホーム）

対象者	<p>地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障がい者。</p> <p>注）身体障がい者にあつては、65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障がい者福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限ります。</p>
内容	<p>主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。</p> <p>利用者の就労先または日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動の社会生活上の援助を行います。</p>

3-5 訓練系・就労系

⑪自立訓練（機能訓練）

対象者	<p>入所施設や病院を退所・退院した方、特別支援学校を卒業した方で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方。</p>
内容	<p>障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言を行います。あるいは、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練を行います。</p> <p>標準利用期間は18カ月（頸髄損傷による四肢体麻痺等の場合は36カ月以内）。</p>

※最上郡内には、サービス事業所がありません。

⑫自立訓練（生活訓練）

対象者	<p>入所施設や病院を退所・退院した方、特別支援学校を卒業した方で、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方。</p>
内容	<p>障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓</p>

	<p>練、生活等に関する相談及び助言を行います。居宅を訪問し、日常生活活動動作能力の維持・向上を目的とした訓練を行います。</p> <p>標準利用期間は 24 カ月（長期入院患者等の場合は 36 カ月以内）</p>
--	---

※最上郡内には、サービス事業所がありません。

⑬就労移行支援

対象者	<p>一般就労等を希望する 65 歳未満の障がい者で、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った通常の事業所への就労等が見込まれる方。</p> <p>注）65 歳に達する前 5 年間障がい福祉サービスの支給決定を受けていた方で、65 歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた方は当該サービスについて引き続き利用することが可能です。※</p>
内容	<p>一般就労への移行に向けて、事業所内での作業を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援をします。進捗状況に応じ、職場実習によるサービスを組み合わせた支援をします。標準期間は 24 カ月内で設定。必要性が認められた場合に限り、最大 1 年の更新ができます。</p>

⑭就労継続支援（A 型）

対象者	<p>一般企業などで働くことが難しい方で、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な 65 歳未満の障がい者。上記⑬の※印と同じ。</p>
内容	<p>通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に、一般就労への移行に向けて支援します。利用期間の制限はありません。</p>

⑮就労継続支援（B 型）

対象者	<p>①一般企業や就労継続支援事業 A 型での就労経験がある方で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方。</p> <p>②50 歳に達している方または障がい基礎年金 1 級の受給者。</p> <p>③①②に該当しない方で、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている方。</p>
内容	<p>通所により、雇用契約を結ばない就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援します。利用期間の制限はありません。</p>

⑩ 就労定着支援

対象者	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面、就業面の課題が生じている方で、一般就労後 6 カ月を経過した方。
内容	障がい者との相談を通じて日常生活面や社会生活面での課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援をします。利用者の自宅、企業を訪問し、月 1 回以上は障がい者との対面支援をします。利用期間は 3 年。 注) 経過後は、必要に応じて障がい者就業・生活支援センターへ引き継ぎます。

⑪ 自立生活援助

対象者	①障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者で、理解力や生活力等に不安がある方。 ②一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な方。 ③障がい、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、自立生活援助による支援が必要な方。
内容	原則 1 年間、自立生活援助事業所の従業者が、定期的の居宅訪問や通報を受けての訪問を行います。また、当該利用者からの相談などから利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整なども行います。必要と判断された場合には、市の審査会を経て更新ができます。



3-6 障がい児通所系

⑱ 児童発達支援

対象者	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。
内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

⑲ 医療型児童発達支援

対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要と認められた障がい児。
内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

※最上郡内には、サービス事業所がありません。

⑳ 放課後等デイサービス

対象者	就学中（幼稚園を除く）の障がい児で、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた児童。
内容	放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などの支援を行います。

㉑ 居宅訪問型児童発達支援

対象者	重度心身障がい児などで、児童発達支援などの障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童。
内容	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

※最上郡内には、サービス事業所がありません。

㉒ 保育所等訪問支援

対象者	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など集団生活を営む施設に通う障がい児。
内容	集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

※最上郡内には、サービス事業所がありません。

3-7 障がい児入所系

㉓ 福祉型障がい児入所施設

対象者	障がい児
内容	施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。 児童相談所が窓口になります。

㉔ 医療型障がい児入所施設

対象者	障がい児
内容	施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスにあわせて治療を行います。児童相談所が窓口になります。



3-8 相談支援系

㊸ 計画相談支援

対象者	障がい福祉サービスの申請・変更申請に係る障がい者・障がい児（の保護者）や地域相談支援の申請・変更申請に係る障がい者
内容	①障がい福祉サービスなどの申請に係る支給決定の前のサービス等利用計画案の作成、②支給決定後のサービス事業者等との連絡調整・サービス等利用計画の作成、③障がい福祉サービス等の利用状況等のモニタリング、④サービス事業者等との連絡調整・必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨 などをを行います。

㊹ 障がい児相談支援

対象者	障がい児通所支援の申請・変更申請に係る障がい児（の保護者）
内容	①障がい児通所支援の申請にかかる通所給付決定の前の障がい児支援利用計画案の作成、②通所給付決定後のサービス事業者等との連絡調整・障がい児支援利用計画の作成、③障がい児通所支援の利用状況のモニタリング、④サービス事業者等との連絡調整・必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨 などをを行います。

㊺ 地域移行支援

対象者	障がい者支援施設、児童福祉施設、療養介護を行う病院、精神科病院、救護施設、更生施設、刑事施設、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター等に入所、入院、宿泊している障がい者で、地域生活への移行のための支援が必要と認められる方。
内容	住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。

㊻ 地域定着支援

対象者	居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある方や家族と同居していても家族の方が障がい・疾病で支援が見込めない方など。
内容	居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時の事態に相談や支援を行います。

4 障がい福祉サービスの利用者負担

利用者負担の割合は原則 1 割ですが、月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量にかかわらず上限額以上の負担はありません。

また、1 割負担で計算した負担額が、上限額よりも低い場合は、1 割の負担額になります。

所得を判断するときの世帯の範囲
■ 18 歳以上の障がい者 (施設に入所する 18、19 歳を除く) → 障がい者本人とその配偶者
■ 障がい児 (施設に入所する 18、19 歳を含む) → 保護者の属する住民基本台帳での世帯

○障がい者の利用者負担

区分	世帯の収入状況 (⇒障がい者本人と配偶者で判断)	月ごとの上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税⇒非課税世帯	0 円
一般 1	市民税⇒課税世帯 (所得割 16 万円未満) ※1	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

※1 入所施設利用者 (20 歳以上) 及びグループホーム利用者は、市民税課税世帯の場合「一般 2」になります。

○障がい児の利用負担

区分	世帯の収入状況 (⇒保護者の属する住民基本台帳世帯で判断)	月ごとの上限額	
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	
低所得	市民税⇒非課税世帯	0 円	
一般 1	市民税⇒課税世帯 (所得割 28 万円未満)	居宅、通所	4,600 円
		入所施設利用の場合	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円	

5 医 療

5-1 自立支援医療

自立支援医療とは、心身の障がいを取り除いたり軽くしたりするための医療で、後に説明します更生医療、育成医療、精神通院医療の3つがあります。

指定された自立支援医療機関で医療を受けると、医療費の一部を患者が負担し、残りは市や県などが負担します。患者が負担する割合は、原則1割です。

○患者負担には上限があります

月ごとにかかる患者負担を軽減するために、その世帯の所得などに応じて上限額が決められています。上限額以上の負担はありません。また、1割負担で計算した負担額が上限よりも低い場合は、1割の負担額となります。

自立支援医療における「世帯」とは、実際に医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことです。いっしょに住んでいる家族でも、違う医療保険に入っている場合は、別の世帯としてあつかわれます。

負担の軽減① 所得による上限

区 分	対象となる世帯	月ごとの上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市民税⇒非課税世帯で 障がい者の年収 80 万円以下	2,500 円
低所得 2	市民税⇒非課税世帯で 低所得 1 以外	5,000 円
中間所得層	市民税⇒課税世帯で 所得割が 23 万 5,000 円未満	医療保険の自己負担限 度額と同額
一定所得以上	市民税⇒課税世帯で 所得割が 23 万 5,000 円以上	自立支援医療費支給の 対象外

負担の軽減② 高額治療継続者の上限

市民税課税世帯であっても、高額な医療費負担が継続したりする場合は、高額治療継続者として「所得による上限」とは別に上限額が決められています。

区 分	対象となる世帯	月ごとの上限額
中間所得層 1	市民税⇒課税世帯で 所得割が 3 万 3,000 円未満	5,000 円
中間所得層 2	市民税⇒課税世帯で、所得割が 3 万 3,000 円以上 23 万 5,000 円未満	10,000 円
一定所得以上	市民税⇒課税世帯で 所得割が 23 万 5,000 円以上	20,000 円

負担の軽減③ 育成医療の経過措置

18 歳未満の障がいのある児童の育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどをふまえ、患者負担額が急に増えたりしないよう「所得による上限」や「高額治療継続者の上限」とは別に上限額が決められています。

区 分	対象となる世帯	月ごとの上限額
中間所得層 1	市民税⇒課税世帯で、所得割が 3 万 3,000 円未満	5,000 円
中間所得層 2	市民税⇒課税世帯で、所得割が 3 万 3,000 円以上 23 万 5,000 円未満	10,000 円

①更生医療

対象者	視覚、聴覚、言語、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、小腸、免疫機能などの障がいで、手術等の治療を要する方。
内 容	身体障がい者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方が、障がいを除去・軽減して日常生活を容易にするための手術などの医療を受けることができます。
手続きに必要なもの	身体障がい者手帳（所持していなければ同時に申請します）、更生医療意見書、医療費等概算額算出明細書、マイナンバーがわかるもの、印鑑、保険証 など

②育成医療

対象者	18歳未満の身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童。
内容	身体の障がいの軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療費の支給を行います。
手続きに必要なもの	意見書、同意書、マイナンバーがわかるもの、印鑑、保険証など

③精神通院医療

対象者	精神障がいや、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を受ける必要のある方。
内容	通院医療費を助成します。
手続きに必要なもの	医師の診断書、同意書、マイナンバーがわかるもの、印鑑、保険証 など

5-2 重度心身障がい（児）者の医療

対象者	身心に重度の障がいのある方。具体的には、身体障がい者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、療育手帳A、障がい年金1級、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者。	
内容	医療の本人負担を軽減します。	
手続きに必要なもの	障がい者手帳、障がい年金証書、印鑑、健康保険証 など	
医療証の判定	生活保護または保険未加入	非該当
	本人の市民税所得割額 23万5,000円以上	非該当
	本人の市民税所得割額 23万5,000円未満で本人及び扶養者の所得税額（※）が有り	1割負担の医療証
	本人の市民税所得割額 23万5,000円未満で本人及び扶養者の所得税額（※）が無し	無料の医療証

※ 「本人及び扶養者の所得税額」とは、社会保険の場合は、本人及びその保険に加入している被保険者の所得税額で、国民健康保険及び後期高齢者保険の場合は、本人及び税法上の扶養者の所得税額をいいます。

5-3 後期高齢者医療の障がい認定

対象者	65歳以上 75歳未満の方で次のいずれかひとつを満たす方 ①身体障がい者手帳1級～3級の方 ②身体障がい者手帳4級の一部（音声・言語機能の著しい障がい、両下肢のすべての指を欠く、一下肢の下腿1/2以上を欠く、一下肢の機能の著しい障がい）の方 ③療育手帳Aの方 ④精神障がい者保健福祉手帳1級、2級の方 ⑤障がい年金1級、2級を受給されている方
内容	前期高齢者の場合の医療費の自己負担額は、原則2割～3割ですが、この制度に該当すると、原則1割となります。
手続きに必要なもの	障がい者手帳、障がい年金証書、マイナンバーがわかるもの、印鑑、健康保険証、各種医療証 など

5-4 補装具

対象者	身体障がい者手帳所持者または指定難病患者であり、日常生活上または就労・就学のために、長期間にわたり継続して補装具を使用する必要がある方。
内容	障がいのある人の身体機能の代わりになったり、身体機能を補ったりする装具の購入・修理に係る費用を支給します。 盲人つえ、義眼、補聴器、義肢、座位保持装置、車いす、歩行器、意思伝達装置 などがあります。
手続きに必要なもの	身体障がい者手帳、医師の意見書、補装具の見積書、マイナンバーがわかるもの、印鑑、保険証 など

自己負担額

区分	世帯の収入（⇒障がい者が18歳以上の場合は本人と配偶者、18歳未満は保護者の属する住民基本台帳世帯の合計）	月ごとの上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税⇒非課税世帯	0円
一般1	市民税⇒課税世帯（所得割46万円未満）	37,200円

一般1の区分で所得割46万円以上の人がいる場合、全額自己負担となります。

6 地域生活支援事業

6-1 日常生活用具給付等事業

対象者	身体障がい者手帳を有し、種目ごとの障がい及び障がいの程度の要件を満たす方（介護保険法により支給を受けられる方は除く）。
内 容	日常生活の便宜を図り福祉の増進に資するため、重度障がい者等に対し自立生活支援用具等を給付（貸与）します。 ＜例＞特殊寝台、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、入浴補助用具、電気式たん吸引器、盲人時計、聴覚障がい者用情報通信装置、福祉電話、ストーマ装具 など
手続きに必要なもの	身体障がい者手帳、見積書、印鑑 など
利用者の負担	原則、1割負担

6-2 住宅改修費給付等事業

対象者	居宅で生活している下肢機能障がい、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する身体障がい（児）者で身体障がい者手帳3級以上の方。 （特殊便器への切り替えは、上肢障がい2級以上）
内 容	現に居住する住宅に対する①手すりの取り付け、②段差解消、③滑り防止や移動の円滑化のための床材または通路の材料の変更、④引き戸等への扉の取り替え、⑤洋式便器等への取り替え、⑥上記改修に付帯して必要となる改修に助成します。
手続きに必要なもの	工事図面、改修工事見積書、改修前の写真、身体障がい者手帳、印鑑 など

利用者の負担	改修費用の1割が利用者の負担額となります。改修費用が20万円を超える場合は、改修費から18万円を差し引いた額が利用者の負担額となります（給付は原則1回となります）。
--------	--

6-3 障がい者用自動車改造費助成事業

対象者	上肢、下肢、体幹、運動機能障がいの身体障がい者手帳の交付を受けており、過去に助成を受けていないか、助成を受けてから5年以上経過している方。
内容	障がい者が所有し、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要する費用の一部を助成します。
手続きに必要なもの	自動車検査証、免許証、見積書、改造前の写真、身体障がい者手帳、印鑑 など
助成額	10万円を限度として助成します。

6-4 介護用車両改造費等助成事業

対象者	①下肢または移動機能障がい2級以上、体幹機能障がい3級以上の身体障がい者手帳の交付を受けている方、または障がい者と生計を一にしている方、②過去に助成を受けていないか、助成を受けてから5年以上経過している方、③市民税または所得税が非課税の世帯、のいずれにも該当する方。
内容	車いすの使用に配慮した自動車の改造または購入に要する経費の一部を助成します。 ①車いすに乗ったまま昇降可能なリフトまたはスロープ ②助手席等の回転シートまたはリフトアップシート ③車いす収納装置 ④スライドステップ ⑤その他、乗降・移動等を容易にするための装備
手続きに必要なもの	自動車検査証、免許証、見積書、改造前の写真、身体障がい者手帳、印鑑 など
助成額	改造経費の2分の1以内（購入の場合は改造のない同型車との差額の2分の1以内）の額で20万円が限度です。

6-5 手話奉仕員派遣事業

対象者	身体障がい者手帳を有する聴覚・音声機能または言語機能に障がいのある方。
内 容	公的機関、医療機関に赴く場合や社会参加促進の観点から特に必要と認められる場合、手話奉仕員を派遣して意思の伝達を支援します。
手続きに必要なもの	身体障がい者手帳
利用者の負担	障がい者の費用負担はありません。

6-6 声の広報発行事業

対象者	身体障がい者手帳を有する視覚機能に障がいのある方。
内 容	文字による情報入手が困難な方に、市報等の内容の音声訳を収録したテープを毎月送り、情報提供を行います。
手続きに必要なもの	身体障がい者手帳
利用者の負担	障がい者の費用負担はありません。

6-7 日中一時支援事業

対象者	身体、知的、精神の障がい（児）者及び障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度の難病患者で、日中において監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる方。
内 容	日中、一時的に見守りなどの支援が必要な障がい（児）者の活動の場を確保するとともに、そのことによる家族の就労支援と介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

	<p>【事業に要する経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日につき、4 時間まで 2,000 円 4 時間を超える場合 4,000 円 ・ 送迎 1 回につき、540 円 ・ 入浴 1 日につき、400 円 (国、県の施設については、その施設が定める額)
手続きに必要なもの	各種の障がい者手帳、印鑑 など
利用者の負担	原則、1 割負担

6-8 移動支援事業

対象者	<p>①身体障がい者手帳の交付を受けた方で、その障がい等級が次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい 5 級以上 ・ 上下肢機能障がい 2 級以上 ・ 肢体機能障がい 2 級以上で上肢及び移動の機能障がいを有する方 ・ 肢体機能障がい 2 級以上で体幹の機能障がいを有する方 <p>②精神障がい者保健福祉手帳 1 級で、市長が移動の支援が必要と認める方</p> <p>③療育手帳 A 判定で、移動の支援が必要と認める方</p> <p>④障がい者総合支援法に規定する 18 歳未満の障がい者又は児童福祉法に規定する障がい児で、市長が上記の①～③までの障がいを有すると認める方</p>
内 容	<p>一日の範囲内で用務を終えるもので、障がい者が公的機関や医療機関等に赴く場合など、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出を支援します。</p> <p>【対象外】通勤や営業活動などに係る外出、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は対象となりません。</p>
手続きに必要なもの	各種の障がい者手帳、印鑑 など
利用者の負担	原則、1 割負担

7 その他のサービス

市や県のサービス

【注意】 7-1～7-3 までは、いずれかひとつとなります。

7-1 障がい者福祉タクシー助成

対象者	身体障がい者手帳 1・2 級及び 3・4 級の一部（視覚、下肢、体幹、移動機能障がいのみ）、療育手帳、精神障がい手帳をお持ちの方。
内 容	1 枚 500 円のタクシー利用券を年間 30 枚交付。
手続きに必要なもの	各種の障がい者手帳、印鑑

7-2 障がい者自動車給油費助成

対象者	身体障がい者手帳 1・2 級及び 3・4 級の一部（視覚、下肢、体幹、移動機能障がいのみ）、療育手帳、精神障がい手帳をお持ちの方。（対象者を乗せて家族が運転する場合も可）
内 容	1 枚 500 円の給油費助成券を年間 8 枚交付。
手続きに必要なもの	各種の障がい者手帳、納税通知書または車検証（家族名義も可）、免許証、印鑑

7-3 障がい者移送サービス助成

対象者	身体障がい者手帳 1・2 級をお持ちの方で、リフト付き車両以外での移送が困難な方。ただし、本人及び生計中心者の所得税額が 14 万円未満の世帯。
内 容	1 枚 1,000 円の移送サービス利用券を年間 24 枚交付。
手続きに必要なもの	身体障がい者手帳、印鑑

7-4 紙おむつ支給

対象者	65歳未満の重度の心身障がい（児）者で、居宅において常時寝たきり失禁の状態にある方、または介護保険法による要介護3以上又は同程度の状態である方。ただし、本人及びその世帯の生計中心者の前年の納めるべき所得税額が無いこと。
内 容	月額8,000円以内で、現物支給します。
手続きに必要なもの	各種の障がい者手帳、所得税の分かる書類、印鑑 など

7-5 除雪サービス

対象者	①身心に障がいのある方だけの世帯で、②自力での除雪が困難で、近隣や親戚から除雪作業や金銭的な協力も受けられない方、③本人及びその世帯の生計中心者の前年の納めるべき所得税額が無いこと。
内 容	【対象期間：12月1日～翌年3月31日まで】 ①期間中の屋根の雪下ろしは、3回まで ②玄関前通路の雪払いは、月8時間以内
手続きに必要なもの	各種の障がい者手帳、印鑑 (申請の内容が、前年度と同じである場合は、口頭での申請ができます。)
利用者の負担	1割程度 ※回数や時間を超えた場合や雪の運搬・排雪作業は、利用者の全額負担となります。

7-6 心身障がい者扶養共済制度

加入者（保護者）の要件	加入者（保護者）の要件は、加入年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満で特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であり、身体障がい者手帳1～3級、知的障がい者、またはこれと同程度の永続的な障がいのある方を扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）です。
内 容	加入者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、加入者が万一死亡、または重度障がいになったときに、扶養して

	<p>いる障がいのある方に毎月20,000円が生涯にわたって支給されます。</p> <p>掛金は、一口月額9,300円～23,300円で、加入者の加入時の年齢に応じて決まり、20年掛ける必要があります。</p>
手続きに必要なもの	各種の障がい者手帳、住民票、印鑑

7-7 在宅酸素療法者支援

対象者	<p>呼吸器障がいの身体障がい者手帳をお持ちの方で、医師の処方により在宅酸素療法を行う必要のある方。</p> <p>1級、2級の方は、重度心身障がい（児）者の医療の適用を受けますので、この制度の対象にはなりません。</p>
内容	<p>居宅で在宅酸素療法を行う呼吸器障がいの方に対し、酸素濃縮器の使用に要する経費の一部として一月あたり1,600円を助成します。ただし、入院している方、施設に入所されている方は除きます。</p>
手続きに必要なもの	身体障がい者手帳、酸素濃縮器使用指示書又は酸素濃縮器使用証明書（指定用紙）、振込先通帳

7-8 人工透析患者通院交通費助成

対象者	<p>次のすべてを満たす方が対象となります。①市内に住所を有する方、②じん臓機能障がいによる身体障がい者手帳をお持ちの方、③人工透析を受けるため、交通機関（自家用車を含む）を利用して通院している方（病院送迎の車や徒歩は対象となりません）、④本人及びその世帯の生計中心者の前年の納めるべき所得税額が無いこと、⑤生活保護法の医療扶助の移送費や他の法令等の通院交通費の給付を受けていない方。</p>
内容	<p>通院交通費（鉄道、定期路線バス等の交通機関を利用した場合はその運賃の額。自家用車による場合は1kmあたり15円で計算した額。）の月額実支出額と次の月額交付基準額を比較していずれか低い方の額を、通院交通費として助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往復通院距離が、15km未満は1,500円 ・15km以上30km未満は2,000円 ・30km以上は3,000円

手続きに必要なもの	身体障がい者手帳、印鑑、人工透析通院報告書（指定用紙）、振込先通帳
-----------	-----------------------------------

7-9 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援

対象者	<p>身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）で、両耳の聴力が30db以上70db未満の方（30db未満であっても医師が補聴器の装用を必要と認めた場合は対象となります）。</p> <p>また、市民税所得割額が46万円以上の方がいない世帯に属する方、他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていない方が対象となります。</p>
内容	<p>基準額の範囲内で購入費用の3分の2を助成します。ただし、修理費（成長に伴うイヤモード交換を含む）は助成対象となりません。</p>
手続きに必要なもの	<p>医師意見書（※）、見積書、印鑑</p> <p>※自立支援医療機関の医師、または身体障がい者福祉法第15条指定医師へ記載を依頼してください。</p>
利用者の負担額	<p>基準額または購入費のいずれか低い額の3分の1</p>



8 手 当

8-1 特別障がい者手当

対象者	重度の障がいがあるため日常生活で常時特別の介護を必要とする方で、20歳以上の方に支給します。 ただし、本人及び配偶者、扶養義務者に一定の所得がある方、施設に入所している方、継続して3カ月以上入院している方は対象となりません。
支給額	月額27,350円（5月、8月、11月、2月の年4回支給）
手続きに必要なもの	診断書（指定用紙）、印鑑、本人名義の通帳、障がい年金・遺族年金等を受給している方は受給額の分かる通知書等、マイナンバーがわかるもの、障がい者手帳（所持している方）

8-2 障がい児福祉手当

対象者	重度の障がいがあるため日常生活で常時特別の介護を必要とする方で、20歳未満の方に支給します。 ただし、本人及び扶養義務者に一定の所得がある方及び施設に入所している方は対象となりません。
支給額	月額14,880円（5月、8月、11月、2月の年4回支給）
手続きに必要なもの	診断書（指定用紙）、印鑑、本人名義の通帳、マイナンバーがわかるもの、障がい者手帳（所持している方）

9 手帳の申請

障がい者に関する手帳は、下表に示すように3種類の手帳があります。手帳を所持することで、各種障がい福祉サービスの提供を受けたり、医療費助成や各種優遇制度を受けることができるようになります。

手帳の種類	手続きに必要なもの
身体障がい者手帳	診断書（指定用紙）、写真1枚（3cm×4cm）、印鑑、マイナンバーがわかるもの
療育手帳	写真1枚（3cm×4cm）、印鑑、母子手帳（出生児の聞き取りを行うため）、成績表 など
精神障がい者保健福祉手帳	診断書（指定用紙）又は精神障がいが事由の障がい年金証書、写真1枚（3cm×4cm）、印鑑、マイナンバーがわかるもの

【 定義している法律 】

◆身体障がい者手帳

身体障がい者福祉法 第15条「身体障がい者手帳」

◆療育手帳

療育手帳制度について 第5条「手帳の交付手続き」

◆精神障がい者保健福祉手帳

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律

第45条「精神障がい者保健福祉手帳」



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかけるなど、
思いやりのある行動をお願いします。

10 各種優遇制度

10-1 鉄道運賃割引（JR の場合）

対象者		身体障がい（児）者、知的障がい（児）者	
条件	対象者の区分	身体障がい者手帳 1 種、療育手帳 A	身体障がい者手帳 2 種、療育手帳 B
	対象となる券	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券	普通乗車券
	割引額	本人及び付添人 1 名が、5 割引	片道の営業キロが 100 キロを超える場合のみ本人が、5 割引
手続き		乗車券購入時に、障がい手帳を JR 窓口に提示	
自己負担		割引後の乗車費用	

10-2 バス運賃割引（山交バス、庄内交通の場合）

対象者		身体障がい、知的障がい、精神障がいの各（児）者	
条件	対象者の区分	身体障がい者手帳 1 種、療育手帳 A、精神障がい者手帳 1 級	身体障がい者手帳 2 種、療育手帳 B、精神障がい者手帳 2・3 級
	対象となる券	乗車券（但し、精神障がい者手帳は、高速路線は対象外）	
	割引額	本人及び付添人 1 名が、5 割引	本人が、5 割引
手続き		乗車券購入時、運賃支払時に障がい者手帳を提示。 精神障がい者手帳は写真が添付してあるもののみ有効。	
自己負担		割引後の乗車費用	

10-3 タクシー運賃割引

対象者		身体障がい（児）者、知的障がい（児）者	
条件	タクシーの種別	山形県ハイヤー協会に加入しているタクシー	
	割引額	タクシー運賃の 1 割引。市障がい者福祉タクシー助成券との併用が可能です。	

手続き	乗車時に割引対象者であることを告げ、運賃支払時に障がい者手帳又は療育手帳を提示。
自己負担	割引後の運賃

10-4 航空運賃割引

対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がいの各（児）者	
条件	対象者の区分	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳
	割引額	本人及び付添人1名が、割引制度の適用となります。割引運賃は、航空運送事業者や路線によって異なります。
手続き	航空券購入時に、障がい者手帳を窓口にて提示	
自己負担	割引後の航空運賃	

10-5 有料道路通行料金割引

対象者	身体障がい（児）者、知的障がい（児）者		
条件	対象者の区分	身体障がい者手帳1種、療育手帳A	身体障がい者手帳2種
	運転者の区分	本人同乗、本人又は介護者（家族）運転	本人運転
	対象車両の要件	障がい者1人につき1台。乗用、自家用で定員10人以下。所有者又は使用者が本人名義かその親族。本人以外の運転が認められている場合は、重度障がい者を継続して日常的に介護している方の名義（福祉法人は除く）も可。	
	割引額	通行料金が、5割引	
手続き	障がい者手帳、自動車検査証、免許証を持参の上、予め、市成人福祉課で手続きが必要です。（ETC利用の場合は、ETCカード、ETC車載器番号が分かる書類も必要。）		
自己負担	割引後の通行料金		

10-6 NHK 放送受信料減免

対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がいの各（児）者		
条件	世帯要件	障がい手帳をお持ちの方がいる世帯	世帯主が受信契約者で障がい者
	市民税の要件、障がいの	世帯構成員全員が市民税非課税世帯	視覚又は聴覚の障がい者、身体障がい者手帳2級以

	程度		上、療育手帳 A、精神障がい者手帳 1 級
	割引額	全額	5 割引
手続き		障がい者手帳、印鑑を持参の上、市役所成人福祉課で手続きが必要です	
割引額		全額	半額

10-7 所得税・住民税の控除

対象者		身体障がい、知的障がい、精神障がいの各（児）者	
条件	税の区分	所得税の控除額	市民税・県民税の控除額
	障がい者	270,000 円	260,000 円
	特別障がい者 （※1）	400,000 円	300,000 円
		（※1）身体障がい者手帳 2 級以上、療育手帳 A、精神障がい手帳 1 級、病床で複雑な介護を受けている方。	
同居特別障がい者（※2）	750,000 円	530,000 円	
	（※2）特別障がい者と生計を一にする親族		
手続き		会社勤めの方はお勤め先の庶務担当者へ、自営業者等は税務署にご相談ください。	

10-8 自動車税の減免

対象者		身体障がい、知的障がい、精神障がいの各（児）者
条件	車の名義	障がい手帳所持者の名義の車 1 台（本人又は同居する家族が運転）
	障がい等級による制限	視覚障がい（4 級 1 号以上）、聴覚障がい（3 級以上）、平衡機能障がい（3 級）、音声機能障がい（3 級）、上肢（2 級 2 号以上）、下肢（6 級以上、家族等運転は 3 級 1 号以上）、体幹（5 級以上、家族等運転は 3 級以上）、脳病変による運動機能障がい上肢（2 級以上両上肢）、脳病変による移動機能障がい（6 級以上、家族等運転は 3 級両下肢）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（3 級以上）、療育手帳 A、精神障がい者手帳 1 級
手続き		障がい者手帳、印鑑、免許証、納税通知書、自動車検査証、通院・通学等の証明書（家族・介護者運転の場合）、その他に住民票謄本などが必要な場合がありますので、事前

	にお問い合わせください。
手続きの窓口	普通自動車税は、最上総合支庁税務課 軽自動車税は、市役所税務課
割引額	自動車税の全額免除

10-9 障がい者の駐車禁止除外指定車標章

対象者	身体障がい、知的障がい、精神障がいの各（児）者	
条件	運転する車	自ら運転する車、その世帯の方が障がい（児）者のために運転する車
	障がい等級による制限	視覚障がい（4級1号以上）、聴覚障がい（3級以上）、平衡機能障がい（3級）、上肢（2級2号以上）、下肢（4級以上）、体幹（3級以上）、脳病変による運動機能障がい上肢（2級以上両上肢）、脳病変による移動機能障がい（2級以上）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（3級以上）、療育手帳 A、精神障がい手帳 1 級
手続き	障がい者手帳、印鑑	
手続きの窓口	新庄警察署	
注意事項	山形県内に限ります。	

10-10 身体障がい者用等駐車施設利用証

対象者	身体障がい（児）者、知的障がい（児）者	
条件	障がい等級による制限	視覚障がい（4級以上）、平衡機能障がい（5級）、上肢（2級以上）、下肢（6級以上）、体幹（5級以上）、脳病変による運動機能障がい上肢（2級以上）、脳病変による移動機能障がい（6級以上）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（4級以上）、療育手帳 A
	その他の対象者	高齢者（要介護 1 以上）、難病患者、妊産婦（妊娠 7 か月から産後 3 か月まで）、けが又は病気の方（車いすや杖等の使用が必要な方で、最長 1 年、但し更新可能です）。
手続き	障がい者手帳、印鑑	
手続きの窓口	最上総合支庁保健企画課	
注意事項	山形県内に限ります。聴覚障がい及び音声言語障がいは該当しません。	

11 サービス事業所一覧

11-1 障がい者総合支援法によるサービス事業所一覧

【新庄市内／R3.4.1 現在】

○居宅訪問系サービス

（凡例：居/居宅介護、重/重度訪問介護、行/行動援護、同/同行援護）

名称	サービス種類	所在地／連絡先
もみの木訪問介護事業所	居、重、行、同	〒996-0001 ☎22-5790 五日町字宮内 240-2
どんぐり	居、重、行、同	〒996-0027 ☎29-4556 本町 6-11
カイセイ居宅介護事業所	居、重、行、同	〒996-0031 ☎29-2912 末広町 7-4
ニチイケアセンター若葉	居、重	〒996-0025 ☎28-0050 若葉町 24-19 スプレム 21 1F
ケアワーク新庄	居、重	〒996-0032 ☎28-8115 上金沢町 9-37
SOMPO ケア 新庄金沢 訪問介護	居、重	〒996-0002 ☎28-8266 金沢 1863-1
新庄地域福祉事業所 ヘルパーステーション さんのほり	居、重	〒996-0041 ☎28-9371 大字鳥越 1013-37
訪問介護事業所・のぞみ	居、重	〒996-0002 ☎23-5071 金沢 2575

○日中活動系サービス

(凡例：A・B/就労継続支援A型・B型、移/就労移行支援、定/定着支援、生/生活介護)

名称	サービス種類	所在地/連絡先
ピースしみず	A	〒996-0002 ☎23-3790 金沢 1790
ピース東山	A	〒996-0002 ☎32-0790 金沢 1587-2
ピース五日町	A	〒996-0001 ☎29-3651 五日町字清水川 1303-3 ユニオン五日町ビル 1F、2F
ピース本町	B、移	〒996-0027 ☎32-1461 本町 7-31 ユニオン本町ビル
JuJu・マルシェ	A	〒996-0027 ☎23-2345 本町 6-11
エポック	A	〒996-0051 ☎32-1113 大字松本 277
シャイニー新庄升形	A	〒996-0111 ☎32-1727 大字升形 1047-1
すぎのこハウス	B、生	〒996-0091 ☎29-4682 十日町 1400-4
さくらはうす	B、生	〒996-0041 ☎23-1123 大字鳥越字駒場 1345-5
障がい福祉サービス事業所 友愛園	B、移、生	〒996-0054 ☎23-4516 大字仁間字野際 285
最上就労定着支援事業所	定	〒996-0054 ☎23-4516 大字仁間字野際 285
(株)ウィズ指定障がい福祉サービス事業所 大樹	B	〒996-0091 ☎32-0908 十日町字高壇 1302-5
フロンティア	B、移	〒996-0052 ☎32-1144 大字角沢 734-2
すてっぷハウス	B、移	〒996-0025 ☎32-1800 若葉町 2-2

JuJu・若葉	B	〒996-0025 ☎32-1551 若葉町 9-53
ライムハウス（来夢家）	B、移	〒996-0091 ☎32-0552 十日町 2753-17
たんぽぽ作業所	B	〒996-0085 ☎23-8556 堀端町 7-40
そら	生	〒996-0041 ☎22-3880 大字鳥越 483-4
指定障がい福祉サービス事業所 きすな	B、生	〒996-0025 ☎32-0508 若葉町 13-19

○グループホーム

（凡例：包括/共同生活援助【包括型】、外部/共同生活援助【外部型】）

名称	サービス種類	所在地／連絡先
グループホームピース 第1ホーム	包括	〒996-0034 ☎23-6027 下田町 6-6
グループホームピース 第2ホーム	包括	〒996-0051 ☎23-6027 大字松本 128-30
グループホームピース 第3ホーム	包括	〒996-0073 ☎23-6027 栄町 10-8
グループホームピース 第4ホーム	包括	〒996-0011 ☎23-6027 東谷地田町 17-2 2F
グループホームピース 第5ホーム	包括	〒996-0011 ☎23-6027 東谷地田町 17-2 1F
グループホームピース 第6ホーム	包括	〒996-0077 ☎23-6027 城南町 2-17
グループホームピース 第7ホーム	包括	〒996-0026 ☎23-6027 大町 8-13
グループホームピース 第8ホーム	包括	〒996-0072 ☎23-6027 宮内町 2-21
グループホームピース 第9ホーム	包括	〒996-0002 ☎23-6027 金沢 1820-1 マルミツマンションMM21

グループホームピース 第 10 ホーム	包括	〒996-0001 ☎23-6027 五日町 1247-8
グループホームピース 第 11 ホーム	包括	〒996-0002 ☎23-6027 金沢 1820-1 マルミツマンションMM21
グループホームピース 第 12 ホーム	包括	〒996-0002 ☎23-6027 金沢 2483
グループホームピース 第 13 ホーム	包括	〒996-0001 ☎23-6027 五日町 1250-16
グループホームピース 第 14 ホーム	包括	〒996-0001 ☎23-6027 五日町 1303-5
グループホームピース 第 15 ホーム	包括	〒996-0073 ☎23-6027 栄町 12-4
グループホームピース 第 16 ホーム	包括	〒996-0002 ☎23-6027 金沢 1820-1 マルミツマンションMM21
グループホームピース 第 17 ホーム	包括	〒996-0051 ☎23-6027 大字松本 264-10、264-46
グループホームピース 第 18 ホーム	包括	〒996-0002 ☎23-6027 金沢 1820-1 マルミツマンションMM21
グループホームピース 第 19 ホーム	包括	〒996-0081 ☎23-6027 中道町 8-20 ハイッコンフォート
グループホームピース 第 20 ホーム	包括	〒996-0081 ☎23-6027 中道町 8-20 ハイッコンフォート
グループホームピース 第 21 ホーム	包括	〒996-0081 ☎23-6027 中道町 8-20 ハイッコンフォート
グループホームピース 第 22 ホーム	包括	〒996-0081 ☎23-6027 中道町 8-20 ハイッコンフォート
グループホームピース 第 23 ホーム	包括	〒996-0081 ☎23-6027 中道町 8-20 ハイッコンフォート
あじさい館（新庄）	包括	〒996-0026 ☎32-1371 大町 2-59

グループホーム くれよんはうす	包括	〒996-0014 ☎22-3880 大字鳥越 483-4
グループホーム あじさいの家	外部	〒996-0053 ☎22-2047 大字福田 806
グループホーム ふぁーの木ホーム	外部	〒996-0054 ☎23-0370 大字仁間 30-1
ポラリス（ポラリス）	外部	〒996-0027 ☎29-4556 本町 6-11
ポラリス（つばさ）	外部	〒996-0026 ☎32-0320 大町 3-34
ポラリス（すばる）	外部	〒996-0023 ☎23-0032 沖の町 10-18
ポラリス（ジェミニ）	外部	〒996-0027 ☎29-4556 本町 5-9
ポラリス（オリオン）	外部	〒996-0025 ☎29-4556 若葉町 9-53
ポラリス（イーグル）	外部	〒996-0028 ☎29-4556 万場町 2-14
グループホーム あたしん家	外部	〒996-0022 ☎32-1118 住吉町 1051-2
はやて	外部	〒996-0026 ☎32-0510 大町 3-32

○地域生活支援事業など

名称	サービス種類	所在地／連絡先
スマイル	日中一時支援	〒996-0027 ☎29-4556 本町 6-11
あたしん家	日中一時支援	〒996-0022 ☎32-1118 住吉町 1051-2
ふぁーの木	地域活動支援 センター	〒996-0054 ☎23-0370 大字仁間 30-1
最上障がい者就業・生活 支援センター	就業・生活 支援センター	〒996-0085 ☎23-4528 堀端町 8-3

11-2 障がい者総合支援法によるサービス事業所一覧

【最上郡内/R3.4.1 現在】

(凡例：入所/施設入所支援、既出は同様)

名称	サービス種類	所在地/連絡先
障がい者ホームヘルパー ステーション「ゆうゆう」	居、重	〒999-5312 ☎62-3431 真室川町大字新町 469-5
ホームヘルプサービス ひまわり	居、重	〒999-6402 ☎34-7011 戸沢村大字蔵岡 字野中沢前山 2759
最上町社会福祉協議会 指定訪問介護支援事業所	居、重	〒999-6101 ☎43-3180 最上町大字向町 43-1
訪問介護事業所えんじゅ	居、重	〒999-4602 ☎32-3550 舟形町長者原 1712-1
スマッシュ長沢	生	〒999-4605 ☎32-1812 舟形町長沢字平石 3826
さけがわりハビリセンタ ー	移、B	〒999-5207 ☎55-2916 鮭川村庭月 55-1
就労継続支援B型事業所 「アシスト」	B	〒999-6402 ☎32-0668 戸沢村蔵岡字野中沢前山 2843-1
指定障がい福祉サービス 事業所 すぎのこハウス (かねやまハウス)	B、生	〒999-5402 ☎52-7645 金山町金山 267-23
もがみハウス	B	〒999-6107 ☎43-2050 最上町大字満澤 309-1
にじいろ	B	〒999-4601 ☎29-6700 舟形町舟形 43
ドリームハウス	地域活動 支援センター	〒999-5312 ☎62-4201 真室川町新町 126
指定共同生活援助(介護 サービス包括型)事業所 ステップ (グループホームすまいる)	包括	〒999-6315 ☎72-2788 戸沢村神田字吹張 1726-5

指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所 ステップ (グループホームポプラ)	包括	〒999-6315 ☎72-3338 戸沢村神田 1706-3
指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所 ステップ (グループホームあかつき)	包括	〒999-6402 ☎32-0782 戸沢村蔵岡 2905-24
障がい者支援施設 光生園	入所 日中一時支援	〒999-4601 ☎32-2770 舟形町舟形 4733
指定障がい者支援施設 清流園	入所	〒999-6402 ☎72-3655 戸沢村大字蔵岡上ノ山 3718
最上ふれあい学園	入所	〒999-6105 ☎45-2236 最上町大字富沢字大明神 4467

11-3 児童福祉法によるサービス事業所一覧

【R2.4.1 現在】

(凡例：児/児童発達支援、放/放課後等デイサービス)

名称	サービス種類	所在地／連絡先
キッズサポート ことばのつばさ	児、放	〒996-0025 ☎77-4194 若葉町 1-7
あおぞらはうす	児、放	〒996-0041 ☎22-3880 大字鳥越 483-4
くれよんはうす	放	〒996-0002 ☎23-6681 金沢 1439-22
にじいろはうす	放	〒996-0071 ☎23-1313 小田島町 2-35
アニマートしんじょう	放	〒996-0041 ☎32-0322 大字鳥越字新町後 1003-4
サービス オープンハウ スこんぺいとう	児、放 ※共生型サービス	〒996-0022 ☎29-2301 住吉町 1-12
セラピーファーム めぐたま	児、放	〒999-5402 ☎52-7017 金山町大字金山 2277
山形県立最上学園 ※ 総合支援法に基づく が基本は児童対象	短期入所 日中一時支援	〒996-0051 ☎22-1559 大字松本 55-1

11-4 指定相談支援事業所一覧

【新庄市内／R3.4.1 現在】

（凡例：相/指定特定相談支援、移/指定地域移行支援、定/指定地域定着支援、
児/指定障がい児相談支援事業

名称	サービス種類	所在地／連絡先
福祉サポートセンター山形	相、移、定、児	〒996-0027 ☎29-4556 本町 6-11
ハート・のぞみ	相、移、定、児	〒996-0002 ☎23-5071 金沢 2575
最上相談支援事業所	相、児	〒996-0054 ☎23-2172 大字仁間字野際 285
指定相談支援事業所 ピース	相、移、定、児	〒996-0027 ☎32-0520 本町 7-31 ユニオン本町ビル 402
指定相談支援事業所 すぎのこハウス	相	〒996-0091 ☎29-4682 十日町 1400-4
相談支援事業所 こころ	相、児	〒996-0002 ☎23-6681 金沢 1439-22

11-5 指定相談支援事業所一覧

【最上郡内／R3.4.1 現在】

名称	サービス種類	所在地／連絡先
サポートセンター あかつき	相、移、定、児	〒999-6402 ☎32-0782 戸沢村蔵岡字上ノ山 2905-42
障がい者相談支援事業所 光生園	相、移、定、児	〒999-4601 ☎32-2770 舟形町舟形 4733
サポートセンター みらい	相、移、定	〒999-6105 ☎45-2236 最上町富沢 4467

◆◇◆本書で使用している用語の定義はつぎのとおりです◆◇◆

「障がい者」(障がい者総合支援法第4条第1項)

- ア 身体障がい者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- イ 知的障がい者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である方
- ウ 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者(発達障がい者支援法にいう発達障がい者を含み、知的障がい者福祉法にいう知的障がい者を除く。)のうち18歳以上である方。
- エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方であって18歳以上である方(難病等対象者)

「障がい児」(障がい者総合支援法第4条第2項)

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児

「重度」

身体障がい者手帳2級以上、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級、障がい年金1級(原則)の方

※ なお、障がい者福祉サービスを利用する際には、必ずしも障がい者手帳を所持していなくても、関係機関の意見書や障がい者年金証書、各種受給者証、医師の診断書等で利用可能か確認できる場合もあります。

発 行

R3.3.31

山形県／新庄市
成人福祉課 障がい福祉推進室

〒996-8501

山形県新庄市沖の町10番37号
Tel. 0233-22-2111 (内線 546・548)

Fax. 0233-23-2469

E-Mail seijinhukusi@city.shinjo.yamagata.jp